

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」の一部改正について（依命通達） 新旧対照表

○道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）（平成 15 年国自技第 151 号、国自環第 134 号）  
 （傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>記</p> <p>1. ~105. (略)</p> <p>106. 適用関係告示第 9 条第 51 項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>107. ~136. (略)</p> <p><u>137.</u> 適用関係告示第 27 条第 33 項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。</p> <p>(1) 令和 2 年 9 月 24 日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車</p> <p>(2) 令和 2 年 9 月 25 日から令和 3 年 9 月 24 日までに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、令和 2 年 9 月 24 日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの</p> <p>(3) 令和 3 年 9 月 25 日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車であって、令和 3 年 9 月 24 日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの（騒音防止装置に係る性能</p>	<p>記</p> <p>1. ~105. (略)</p> <p>106. 適用関係告示第 9 条第 50 項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>107. ~136. (略)</p> <p>（新設）</p>

について変更がないものに限る。)

- (4) 令和 2 年 9 月 24 日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (5) 令和 2 年 9 月 25 日から令和 3 年 9 月 24 日までに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和 2 年 9 月 24 日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの
- (6) 令和 3 年 9 月 25 日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和 3 年 9 月 24 日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの（騒音防止装置に係る性能について変更がないものに限る。）
- (7) 令和 2 年 9 月 24 日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（騒音防止装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下、この項において同じ。）
- (8) 令和 2 年 9 月 25 日から令和 3 年 9 月 24 日までに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和 2 年 9 月 24 日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの
- (9) 令和 3 年 9 月 25 日以降に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和 3 年 9 月 24 日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定

める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの  
(騒音防止装置に係る性能について変更がないものに限る。)

(10) 細目告示第83条の適用を受ける自動車

138. 適用関係告示第29条第25項、第30条第17項、第32条第15項、第35条第16項、第36条第10項、第37条第16項、第38条第13項、第41条第8項、第42条第18項、第43条第13項、第45条第24項、第47条第10項、第47条の2第3項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる二輪自動車とする。

- (1) 令和5年8月31日以前に多仕様自動車型式指定（灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）による取扱いを受けた二輪自動車
- (2) 令和5年8月31日以前に型式認定による取扱いを受けた二輪自動車
- (3) 令和5年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた二輪自動車

139. 適用関係告示第8条第7項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる二輪自動車等（細目告示第14条第1項の二輪自動車等をいう。以下この項において同じ。）とする。

- (1) 令和4年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた二輪自動車等
- (2) 令和4年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた二輪自動車等
- (3) 令和4年9月1日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた二輪自動車等であって、令和4年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた二輪自動車等と施錠装置に係る機能及び性能が同一であるもの
- (4) 令和4年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた二輪自動車等であって、令和4年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた二輪自動車等と施錠装置に係る機能及び性能が同一で

(新設)

(新設)

あるもの

- (5) 令和4年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた二輪自動車等（施錠装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下、この項において同じ。）
- (6) 令和4年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた二輪自動車等であって、令和4年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた二輪自動車等と施錠装置に係る機能及び性能が同一であるもの
- (7) 令和4年8月31日以前に型式認定による取扱いを受けた二輪自動車等
- (8) 令和4年9月1日以降に新たに型式認定による取扱いを受けた二輪自動車等であって、令和4年8月31日以前に型式認定による取扱いを受けた二輪自動車等と施錠装置に係る機能及び性能が同一であるもの
- (9) 型式指定を受けた二輪自動車等、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた二輪自動車等、型式認定による取扱いを受けた二輪自動車等、新型届出による取扱いを受けた二輪自動車等及び輸入自動車特別取扱を受けた二輪自動車等以外の二輪自動車等

140. 適用関係告示第15条第33項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和4年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和4年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 令和4年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（車枠及び車体の外部突起に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下、この項において同じ。）
- (4) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

141. 適用関係告示第51条の4第3項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

(新設)

(新設)

- (1) 令和4年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和4年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 令和4年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（事故自動緊急通報装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下、この項において同じ。）
- (4) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

#### 附 則

本改正規定は、公布の日から施行する。